

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は2万円、同年10月及び同年11月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月18日から同年12月1日まで  
私は、昭和47年9月から48年12月までA社で勤務した。申立期間について給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人がA社に申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額について、昭和47年9月は給与明細書において確認できる報酬額から2万円とし、同年10月及び同年11月については同明細書において確認できる保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、現在の事業主は、当時の資料を保管していないので不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 27 日から同年 8 月 27 日まで  
私は、昭和 63 年 6 月 27 日から同年 9 月 3 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）に C として勤務したが、厚生年金保険の記録は同年 8 月 27 日から同年 9 月 3 日までとなっている。  
勤務したことは間違いないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所及び E 社を管轄する D 社から提出のあった申立人に係る履歴カード及び申立人が保管していた辞令書（写）により、申立人は申立期間において E 社（現在は、F 社）に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、C の厚生年金保険加入手続の指針になっていたとする D 社の事務連絡資料には、病気休職者の補充として C を採用する場合、「採用時に 2 月を超えて任用するかどうか不明である場合は、2 月を超えた時に資格を取得する。」と記載されているところ、F 社から提出された申立人に係る「昭和 63 年月別給与簿」によると、申立期間のうち、63 年 8 月分の給与からは同月分の厚生年金保険料が当月控除されているが、同年 6 月分及び同年 7 月分の給与からは同保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が E 社に C として採用された昭和 63 年度は、複数の元同僚が、申立人と同様に採用から 2 か月を超えた時点で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人から名前の挙がった複数の元同僚は所在不明のため、具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 650

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月 22 日から 57 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 62 年 2 月 21 日から同年 4 月 16 日まで  
③ 昭和 62 年 6 月 17 日から 63 年 12 月 28 日まで

年金記録を確認したところ、勤務した期間について厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間①については、A社B事業所という名称の事業所に所属し、C県にあったトンネル工事に従事した期間である。

申立期間②及び③については、D県のE社で日雇労働者として勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の被保険者記録から申立人が申立期間の一部期間においてA社B事業所という名称の事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人は申立てに係る事業所の正確な名称や本社所在地、一緒に勤務した同僚を記憶していないため、当該事業所を特定することができず、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間を含む昭和 54 年 10 月から 57 年 9 月まで国民年金に加入しており、そのうち 54 年 10 月から 56 年 12 月までは国民年金保険料納付済期間、57 年 1 月から同年 9 月までは保険料免除期間となっている。

申立期間②及び③については、申立人は申立期間②より前から派遣会社であるF社の社員としてE社に勤務していたが、申立期間は、同社に日雇労働者として直接雇用されたと供述している。

しかしながら、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入についてE社G工場に照会したところ、「日雇労働者を直接雇用することはなかった。当時の関係資料は保管されておらず、不明である。」と回答している上、申立期間③については、前述の派遣会社での雇用保険被保険者記録が確認できる。

また、F社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について照会したが、当時の資料が無く不明と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、E社及びF社に係るオンライン記録を確認したところ、申立期間②及び③において申立人の厚生年金保険被保険者記録が無い。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間を含む昭和62年2月、同年3月及び同年6月から平成元年3月までの期間について国民年金に加入しており、そのうち62年2月及び同年3月は国民年金保険料納付済期間、同年6月は保険料未納期間、同年7月から平成元年3月までは保険料納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 651

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 33 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月ごろから 38 年 8 月 13 日まで A 事業所に勤務した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、30 年 4 月ごろから 33 年 6 月 1 日までの加入記録が無いと回答された。

給与明細書等の資料は無いが間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に A 事業所において働いた元同僚の供述により、期間は不明だが申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 33 年 4 月 1 日であり、同日より前の期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の元同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所は昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であることから申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 33 年 6 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ごろから 31 年ごろまで  
② 昭和 34 年ごろから 35 年ごろまで

申立期間①について、A 県 B 市にあった C 社に勤務したが、厚生年金保険の記録が無いとの回答を受けた。失業保険に加入していて、退職後に失業保険をもらった記憶があるので厚生年金保険にも加入していたと思う。

また、申立期間②については、D 県 E 市にあった F 社に勤務したが、厚生年金保険の記録が無いとのことであった。同社は多くの人を雇っており、私も厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 県 B 市に所在した C 社に季節労働者として勤務したとしているが、管轄する法務局において、商業登記が確認できる C 社 G 支店の本社に照会したところ、同社担当者は、「当社は B 市が発祥地で、昭和 23 年に本社は H 市に移ったが B 市の事務所も支店として営業していた。」としているものの、「申立人が同社 G 支店で働いていたかは不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた複数の元同僚は所在不明であり、申立期間当時に C 社 G 支店に在籍した複数の元従業員は、申立人を覚えていないとしていることから、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間に申立人及び申立人が名前を挙げた元同僚の加入記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

申立期間②については、F 社は、同社が保管する厚生年金保険資格取得一覧表

には申立人の記録が無いので、申立人が資格を取得した事実は確認できないと回答している。

また、申立人は、「F社I営業所で、所長と二人で勤務した。」としているところ、申立人が当時の所長だったとする者は所在不明であり、申立人が名前を挙げた複数の元同僚は、申立人を覚えていないとしていることから、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで  
ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社における標準報酬月額が、4万8,000円から7万6,000円へ改定されていたが、初任給については7万円、その後、昇給して8万円になったことを記憶している。

また、同時期に同社で勤務した元同僚と給与明細書を見合わせて給与の支給額を確認したことも記憶しているので間違いは無いはずである。

当時の標準報酬月額を証明するものは無いが、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間当時、申立人と同じ所属部署・職種であったとされる複数の元同僚の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の4万8,000円であることが確認できる。

また、申立人の最初の昇給後の標準報酬月額について、ねんきん定期便では、昭和48年9月に4万8,000円から7万6,000円へ改定されている記録となっているところ、申立人は、「入社して一年目の昇給にしては改定幅が大きく不自然である。」と主張しているが、申立人が名前を挙げた元同僚も同様の改定幅で昇給していることが確認できるほか、申立人と同じ年度に入社した複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録においても昇給などにより報酬の額が大きく変動しており、定時決定前に随時改定されている者が多く見られる。

さらに、当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された形跡は認められない上、複数の元同僚は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分のねんきん定

期便の記録どおりであると思う。」と供述している。

加えて、申立人の標準報酬月額について当該事業所に照会したが、申立期間当時の関係書類は保管されておらず不明と回答していることから、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月4日から30年9月30日まで  
② 昭和30年10月1日から31年2月14日まで

私は申立期間①にA事業所に、申立期間②にB事業所にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立期間①については、申立人が事業所の所在地として供述したC市において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無い。

また、当該事業所と名称が類似するD事業所は昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が一緒に働いたと供述している複数の同僚には、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

B事業所に係る申立期間②については、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、E共済組合が保管している申立人に係る組合員原票及び厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の申立事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和31年2月15日と記録されており、当該記録は健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人がA事業所から申立事業所に一緒に移ったと供述している同僚は、申立事業所において昭和31年6月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し

ているほか、申立事業所で申立期間において厚生年金保険の被保険者となっている者から提供のあった職員名簿によると、29年から31年までの期間に申立事業所に採用された者のうち、資格取得日が判明した複数の者について、採用後2か月から9か月程度経過後に資格取得していることが確認できる。

さらに、申立事業所の事業を継承したF事業所に照会したが、申立期間当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 17 日から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 30 年 1 月 15 日から同年 5 月 27 日まで  
③ 昭和 30 年 6 月から 31 年 2 月まで

私は申立期間①はAが所有するBに、申立期間②はCが所有するDに乗船していたが、船員手帳の記録と年金記録に相違がある。また、申立期間③については、Eが所有するFに乗船し、給与ももらっていた記憶があるが、船員保険被保険者記録が無い。申立期間について船員保険被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

船舶所有者Aに係る申立期間①について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は同事業所が所有するBにおいて昭和 29 年 8 月 17 日雇入れ、同年 11 月 13 日雇止めされていることが認められる。

しかし、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は昭和 29 年 9 月 10 日資格取得、30 年 1 月 15 日資格喪失と記録されており、当該記録は申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録と一致している。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人から提出された船員手帳に記載されている船長の船員保険被保険者資格の取得日は昭和 29 年 9 月 8 日と記録されており、申立期間において申立人の記録は無い上、被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

さらに、当該船舶所有者について、オンライン記録では所在が確認できず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができなかった。

加えて、申立期間に当該事業所において船員保険被保険者であった複数の者に

照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

船舶所有者Cに係る申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は同事業所が所有するDにおいて昭和29年11月27日雇入れ、30年5月27日雇止めされていることが認められる。

しかし、申立人は当該期間のうち、昭和29年11月27日から30年1月15日までの期間は、別の船舶所有者において船員保険被保険者となっている。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の記録は無い上、申立期間を含む昭和29年9月から30年9月に資格取得した者の被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

さらに、船舶所有者Cの親族に照会したが、同船舶所有者は既に死亡しており、申立期間当時の資料は無いと回答しているほか、申立期間に申立事業所において船員保険被保険者であった複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

船舶所有者Eに係る申立期間③について、申立人から提出された船員手帳には申立期間に係る記録は無く、申立期間当時、同事業所において船員保険被保険者であった複数の者に照会したが、申立人の勤務実態や船員保険料の控除を確認できる供述や資料を得ることができなかった。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、船舶名欄にFの記載は確認できず、申立期間に申立人の記録は無い上、被保険者証記号番号に欠番や乱れも無い。

さらに、船舶所有者Eの後継事業所であるG事業所は平成4年8月2日に船員保険の適用事業所でなくなっており、同船舶所有者の親族に照会したが、当時の資料は何も無く、所有していた船舶名も不明との回答であった。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 656

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社B支店の現場でCとして勤務していた。一緒に勤務していた父親には厚生年金保険の被保険者記録があるが、私と兄には被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、時期及び期間は不明であるものの、申立人がA社B支店の現場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、D健康保険組合に照会したところ、申立人の父親の加入記録はあるが、申立人の加入記録は無いと回答しており、父親の同記録は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立期間において、当該事業所の事務担当者であった者は、「Cについては、本人の意向に沿って厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、当時の資料は保管しておらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人及び申立人の兄の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 657

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社B支店の現場でCとして勤務していた。一緒に勤務していた父親には同社での厚生年金保険の被保険者記録があるが、私と弟には被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち昭和 46 年 5 月 19 日から 47 年 3 月 31 日までの期間においてA社B支店の現場に勤務していたことが認められる。

しかし、D健康保険組合に照会したところ、申立人の父親の加入記録はあるが、申立人の加入記録は無いと回答しており、父親の同記録は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立期間において、当該事業所の事務担当者であった者は、「Cについては、本人の意向に沿って厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、当時の資料は保管しておらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人及び申立人の弟の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月1日まで  
私はA事業所で昭和 63 年4月1日から平成2年3月 31 日まで2年間勤務したが、年金記録に1か月の空白期間がある。昭和 63 年に一緒に採用された同僚は継続した厚生年金保険の被保険者記録になっているので私の年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 63 年4月1日から平成2年3月31日まで継続して2年間勤務していたとしているが、A事業所が保管する「特別非常勤職員の任用について（内申）」によると、申立人の任用期間は「平成元年5月1日から2年3月31日まで」とあり、当該内申は元年4月24日に起案されていることが確認できる。

一方、「特別非常勤職員の任用更新について（内申）」によると、申立人が申立期間に一緒に勤務したとしている同僚の任用期間は「平成元年4月1日から2年3月31日まで」とあり、当該内申は元年3月22日に起案されていることが確認できる。

また、「A事業所年鑑（平成元年度版）」によると、当該同僚は平成元年4月から事業の担当者として記載されているが、申立人の氏名は無く、申立人は同年5月から事業の担当者として記載されていることが確認できる。

なお、申立人は当該事業所において雇用保険の被保険者記録が昭和 63 年4月1日から平成2年3月31日まで確認できるが、このことについて当該事業所は「当時は1か月を空け再度任用する者は雇用保険の喪失の届出をしなかった。」と回答している上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間がある複数の者は、当該期間の雇用保険の被保険者記録が継続している

ことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。